

特養の多床室室料、全額利用者負担へ ~厚労省、来年4月実施に向け検討案示す~

◆厚労省は先月29日、来年度の介護報酬改定に向け議論を進めている社会保障審議会介護給付費分科会(部会長:田中滋/慶大学名誉教授)の中で、指定介護老人福祉施設(以下「特養」という。)の多床室室料を介護保険の対象から外し、全額利用者負担とする改革案を示しました。

現在個室利用者は室料を全額自己負担している一方、多床室利用者は保険給付されています。多床室はひとつの部屋をカーテンで仕切るなどプライバシーへの配慮が乏しいなどの理由から個室とは区別されていますが、個室利用者や、借家など家賃を負担する在宅サービス利用者との公平性を図る観点から多床室の室料徴収が検討されていました。

具体的な室料月額は15,000円とする案が検討されていますが、低所得者には補足給付により負担を増加させない方針で、実際に負担増となるのは特養利用者52万人のうち約6万人になる模様です。

厚労省は年末までに詳細を決定し、来年4月に実施することを目指していますが、委員からは「多床室が終の棲家を担っている現状では、負担増で公的介護保険によるサービス提供の信頼感が損なわれる」との反対意見もあり、給付費抑制に向けどういった結論が示されるか今後の議論が注目されます。 (参考:厚労省HP/福祉新聞/日経新聞他)

室料以外の改革案

- ○看取り介護の質を向上させるため の加算を充実させる。
- ○特養職員の専従を緩和し地域貢献 活動等に参加できるようにする。
- ○直近の家計調査結果を踏まえ、多 床室の光熱水費などの居住費を見 直す。
- ○特養への入所が要介護3以上の人に重点化されることを踏まえ、有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護のサービス提供体制を強化する。加算の創設などで重度化や認知症高齢者の受け入れを促進する。

学童、待機児童3年連続増加 ~クラブ数増でも追いつかず~

◆厚労省は7日、今年5月時点の学童保育の実施状況を公表し、待機 児童が全国で9,945人に上ることが明らかになりました。増加は3年

連続で、児童を受け入れるクラブ 数も増加しているものの、利用児 童数の増加に追いついていない状 況です。

調査によると、登録児童数は前 年比47,247人増の936,452人、ク ラブ数は同602か所増の22,084か 所といずれも過去最高を更新して います。待機児童の多い地域は東 京都の1,717人が最多で、千葉 966人、埼玉県865人、大阪府 760人、神奈川県604人と続いて います。一方、クラブが預かる子 どもの人数は昨年の調査同様20~ 35人が最多となっていますが、昨 年よりもより規模の大きい施設の 割合が増えています。また、18時 を超えて開所しているクラブが全 体のおよそ65%(前年約62%)を占 めており、利用者のニーズに沿っ た運営がある程度進んでいること が伺えます。

消費増税は先送りの見通しですが、政府は子育て支援や女性の活躍推進の旗は降ろさない方針で、待機児童ゼロを目指すとしています。厚労省は「今回の状況を踏まえながら、各自治体の計画を支援していきたい」としています。

(参考:厚労省HP/ 産経ニュース)

≪設置・運営主体別クラブ数(か所)≫ 公立公営 8,545、38.7% 公立民営 9,772、44.2% 民立民営 3,767、17.1% ≪設置場所(か所)≫

≪実施規模別 クラブ数(か所)≫

9人以下	594、2.7%
10~19人	2,061、9.3%
20~35人	5,873、26.6%
36~45人	5,136、23.3%
46~55人	3,496、15.8%
56~70人	3,243、14.7%
71人以上	1,681、7.6%

特養などの退職手当見直し検討 ~長期勤続者に配慮し離職防止~

◆社福制度の見直しを進めている社会保障審議会福祉部会(部会長:田中滋/慶大学名誉教授)の第9回会合が19日に開催され、特養などの社会福祉施設で働く長期勤続者の退職手当金を引き上げる案が厚労省より示されました。

(独)福祉医療機構が実施している「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」(以下「社会福祉退職手当制度」という。)について触れ、長期勤続職員に配慮した支給乗率となっていないといった現状を指摘し、長く働いた場合の支給乗率を引き上げることで、離職率の高い介護職への定着を促す方針です。

具体的には、社会福祉退職手当制度と比較して、長期加入に配慮した支給乗率となっている 国家公務員退職手当制度に準拠するかたちで支 給乗率を見直す案が示されています。また見直 し後に支給乗率が引き下げられる加入者につい ては適切な経過措置を設けるといったことも併 せて示されました。

介護職の人手不足とともに、高齢化により、 介護の担い手がますます必要となる中、本案が その解決に繋がるのか注目されます。

(参考:厚労省HP/CBニュース)

退職手当見直しに関するその他の主な検討事項

- ○退職後2年以内に再び被共済職員となった場合に退職前後の加入期間を合算できる現規定を社会福祉事業の職場に復職しやすくする観点から、3年に見直す。
- ○保育所において、株式会社が利用する中退共 と社福が対象の社会福祉退職手当制度では公 費助成に差があるため、その見直しを検討。